

令和8年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高町遊漁センターの管理運営費	観光・ジオパーク推進課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
889	令和9年度					889

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

鳥取市気高町遊漁センターの管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組】

近年、賃金水準及び物価指数の大幅な上昇が続いており、適切な価格転嫁を実現する観点から、本市指定管理施設において指定管理料の見直しを行い適切な指定管理料の設定をする。

指定管理者	魚っとりお魚LAB					
指定期間	令和7年度から令和9年度					
現行指定管理料	R7計	6,963千円 20,889千円	R8	6,963千円	R9	6,963千円
変更後指定管理料	R7計	7,852千円 23,556千円	R8	7,852千円	R9	7,852千円
※令和7年度分は2月補正予算、令和8年度分は当初予算に計上						

【今後の取組】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

令和8年4月 年度協定書の締結